

第20回 福岡市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価部会 議事録

日 時	令和4年8月29日(月)
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出 席 者	<p>委員（五十音順、敬称略）</p> <p>五十川 直行（部会長）</p> <p>永星 浩一</p> <p>大神 朋子</p> <p>北坂 尚洋</p> <p>鳥越 しほり</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 吉野 靖啓</p> <p>個人情報保護係長 禅院 義隆</p> <p>個人情報保護係員 川崎 翔太</p> <p>個人情報保護係員 二宮 新吾</p> <p>事務担当課</p> <p>福祉局高齢社会部介護保険課</p> <p>保険給付係長 阿比留 都子</p> <p>保険給付係員 尾花 浩一</p> <p>保険給付係員 北崎 慎一</p> <p>重度化防止推進担当主査 伊藤 真一</p> <p>重度化防止推進担当係員 小河 南美</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局DX戦略部情報システム課</p> <p>業務システム係長 南 浩二</p> <p>業務システム係員 水浦 功</p> <p>業務システム係員 白川 雅之</p> <p>総務企画局DX戦略部データ活用推進課</p> <p>データ活用推進係長 森 康博</p>
議 題	1 介護保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検

開会

議題1 介護保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検

（部会長） 審議に入る前に、あらかじめ特定個人情報保護評価制度の目的や対象など制度の振り返りと、今回の保護評価の前提となる公金受取口座登録制度の概要について、

関係課であるデータ活用推進課より説明をお願いします。

- (関係課) (説明)
- (部会長) ただ今の説明について、確認事項等あれば発言をお願いします。
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律は、いつ施行されたのか。
- (関係課) 令和4年1月である。
- (部会長) 公金受取口座登録制度に係る保護評価は、本日の議題が初めてということか。
- (関係課) そうである。
- (部会長) 他に質問等ないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、事務担当課より本日の議題について説明をお願いします。
- (担当課) (全項目評価書等説明)
- (部会長) ただ今の説明について、質問や意見等あれば発言をお願いします。
パブリックコメントの意見はどのような手段で提出されたのか。
- (担当課) 電子メールによる。
- (部会長) パブリックコメントの実施結果は公表するのか。
- (担当課) 全項目評価書の確定後に市ホームページに掲載し公表する。
- (部会長) 「公金受取口座」とは、法令上で定義された用語か。
- (関係課) 法令上定義された用語ではないが、国からの通知には当該用語が通称的に使用されている。
- (事務局) デジタル庁のホームページ上でも当該用語の使用を確認することができる。
- (委員) 全項目評価書3頁Ⅰ-1-②事務の内容の④において、「還付」の文言が追加される形で朱書きされている一方で、同評価書15頁Ⅱ-3-⑥使用目的では、朱書きで「保険料収納」とだけ記載されているが、この対応関係について説明をお願いします。
- (担当課) 今回の事務変更では保険料の収納自体に変更はなかったが、保険料の還付において公金受取口座を使用することとなったため、それぞれ還付事務を明記する目的で記載したものであり、15頁の「保険料収納」には「還付」も包含するものとして記載している。
- (委員) 内閣総理大臣に対して口座情報の提供を求めるとされていることについて説明をお願いします。
- (関係課) 公金受取口座登録制度は、内閣総理大臣を長とするデジタル庁所管業務であることによる。
- (委員) 全項目評価書53頁の「2. 従業者に対する教育・啓発」において、研修内容が変更となった理由は何か。
- (担当課) 研修の実態に即した形で内容を更新したものである。

- (委員) 今回の事務変更に伴い、新たなリスクが発生する可能性はあるのか。
- (担当課) 新たなリスクは発生しない。
なお、新たに情報連携先として追加された内閣総理大臣側のリスク対策については、国において保護評価を行っている。
- (委員) 全項目評価書17頁Ⅱ-3-⑧の〈3の事務〉について、口座情報の突合とは何か。
- (担当課) 公金受取口座情報の変更の有無を確認し、変更があれば、変更後の口座に振り込みを行うというものである。
- (委員) 全項目評価書9～10頁について、共通基盤システムを介したデータ連携のフロー図の記載があるが、公金受取口座情報の入手に関連はあるのか。
また、このデータ連携は、共通基盤システムを使用する前から行われていたものか。
- (担当課) 公金受取口座情報の入手に関連はない。
データ連携については、共通基盤システムを使用する前から行っており、各システムの改修の際に、共通基盤システムを介してデータ連携を行うように変更したものである。
- (委員) 全項目評価書36～37頁の移転先8・9が新たに追加されているが、今回の事務変更との関連はないのか。
- (担当課) 関連はない。
- (委員) 情報の移転について、全項目評価書9頁～13頁の事務の内容欄には記載していないのか。
- (担当課) 情報の移転のみであって、介護保険事務自体には関連がないため記載していない。
- (委員) 全項目評価書16頁Ⅱ-3-⑧使用方法欄について、居宅介護福祉用具購入費等の三つの事務が追加された経緯について説明をお願いします。
- (担当課) いずれの事務も従来はマイナンバーを取り扱っていなかったが、今回の事務変更に伴いマイナンバーを扱うこととなったため追加したものである。
- (部会長) 全項目評価書16頁Ⅱ-3-⑧使用方法欄の保険料の過誤納に関する記述について、分かりにくい表現となっている。公表されることを念頭に表現の統一や修正をお願いします。
- (担当課) 承知した。
- (部会長) 他に質問等がなければ、本議題については概ね妥当であるとの結論でよいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) それでは、本日の審議は以上とする。

議事終了 閉会